

令和5年第5回教育委員会会議録

1 開会及び閉会等の年月日、時刻

令和5年5月19日(金) 開会：14時00分 閉会：14時24分

2 会議の場所

周南市岐山通1丁目1番地 周南市役所 5階 委員会室3

3 出席者の氏名

教 育 長 厚 東 和 彦
 委 員 松 田 福 美
 委 員 吉 本 妙 子
 委 員 片 山 研 治
 委 員 岡 寺 政 幸

4 会議に列席した事務局職員等の職氏名

教 育 部 長 山 本 次 雄
 教 育 部 次 長 十 楽 さゆり
 教 育 政 策 課 長 //
 生 涯 学 習 課 長 川 上 浩 史
 人 権 教 育 課 長 上 野 和 子
 学 校 教 育 課 主 幹 松 山 巧
 学 校 給 食 課 長 河 村 武 志
 中 央 図 書 館 長 石 村 和 広
 新 南 陽 総 合 出 張 所 次 長 中 村 勝 也
 熊 毛 総 合 出 張 所 次 長 家 永 敦 夫
 鹿 野 総 合 出 張 所 次 長 中 村 光 男

5 会議の書記の職氏名

教 育 政 策 課 課 長 補 佐 三 浦 勢 司
 教 育 政 策 課 主 査 松 村 美 由 紀

6 議事日程等

日程順位	件 名	
1	会議録署名委員の指名について	
2	報告第9号	周南市学校運営協議会委員の解嘱及び委嘱について
3	報告第10号	周南市教育支援委員会委員の委嘱について
4	報告第11号	周南市立学校給食センター運営審議会委員の委嘱について

7 委員会協議会

(1) 共催及び後援大会等一覧表・・・(該当課)

※資料 当日配布

1	会議録署名委員の指名について
---	----------------

教育長

ただ今から「令和5年第5回教育委員会定例会」を開催いたします。議事日程に従いまして、進めてまいります。

日程第1、「会議録署名委員の指名について」でございます。本日の会議録署名委員は、「松田委員さんと吉本委員さん」をお願いいたします。

2	周南市学校運営協議会委員の解嘱及び委嘱について
---	-------------------------

教育長

続きまして、日程第2、報告第9号「周南市学校運営協議会委員の解嘱及び委嘱について」を議題とします。

この件につきまして、学校教育課から説明をお願いいたします。

学校教育課主幹

失礼いたします。それでは1ページ、報告第9号「周南市学校運営協議会委員の解嘱及び委嘱について」ご報告いたします。

提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第2項に基づくものでございます。

本協議会は、周南市学校運営協議会規則により、学校運営及び運営への必要な支援に関して協議する機関とし、保護者及び地域住民等による学校運営への参画・支援・協力を促進することにより、地域に開かれた信頼される学校づくりに努めることを目的に設置されております。

学校運営協議会委員は、昨年度、令和4年4月1日付で、令和6年3月31日までを任期とする委嘱を行いました。しかし、令和5年度、委員の人事異動等で議案書2ページから5ページの皆さんを解嘱することとなり、欠員が生じたため、周南市学校運営協議会規則第4条第3項に則り、議案書5ページから8ページの皆さんを、新たな委員として任命しました。任期については、周南市学校運営協議会規則第5条に則り、令和6年3月31日までとしています。

なお表中、氏名の右隣の区分に記してある数字は、別に参考資料としてお配りしております、周南市学校運営協議会規則第4条の各号に該当する番号です。

それぞれの関係機関等の決定に時間を要し、このたびの報告となりました。

以上で報告を終わります。

教育長

はい。ありがとうございます。別に資料をお配りしておりますので、そちらもご確認していただければと思います。

それでは、この件につきまして、ご質問がありましたらお願いいたします。

岡寺委員

はい。学校運営協議会の今宿小学校の会長をやらせていただいている関係もあり、ほかのところもとても気になります。学校運営協議会のメンバーが、例えば今宿小学校であれば、ちょっと多くなりますが、学校毎に人数のバラつきもあったりして、ほかのところでは「少なめになっているところもあります」とかいうのを聞いたりしたものですから、その辺の人数の割振りというのを、今どのような加減でされていらっしゃるのか、何か基準を設けていらっしゃるのでしょうか。

学校教育課主幹

はい、それでは失礼いたします。協議会の委員につきましては、対象学校の校長が協議会の目的を達成するために必要とする人数としております。ですので、各学校でどのようなことを課題に、そして何を目的にしっかりと活動していくのかというところで、必要な人数や必要な人材が決まってくるのではないかと思います。

岡寺委員

そのように柔軟にやっていただけてありがたいです。ぜひよろしく申し上げます。

教育長

そのほか、いかがでしょうか。

松田委員

はい、今の件と重なるところもあるのですが、私も昨年度の会でもこの人数が増えてきていることについてお話をしたと思います。私が捉えている数値で言えば、令和3年度から4年度で41名増えました。令和4年度から今回途中改選で15名増えました。多分今回で734名という数字になるのだらうと思うのですね。で、この中身を見た時に、先ほど岡寺委員さんもおっしゃいましたけど、やはり各学校の狙いによって、どういう方に参加していただくかというところで、柔軟に対応されていると思います。

特に今回思ったのは、学校の先生の中で熊毛中辺りでは、保健主任とか研修主任の先生が入られたりして、教諭の参加を増やしたり、それからその地域にとって必要な方を入れておられると思いました。

ただ、あまり少なくなっているところは見受けられないので、必要に応じてそういう任命になると思うのですが、よくこの学校運営協議会で言われるのが、いわゆるこの学校運営協議会の目指すもの、先ほど説明もありましたけど、課題に対応するとか、目標に向かって活動する為の審議をするというところであるとは思いますが、やはり本来学校運営に関する課題というものについて、学校が目指すところについて、地域の方も含めて目的をしっかりとみんなで共有し、そして何をしていくかっていうところが狙いになってくる。会議の開催が目的化されてしまっはちよつと本末転倒かと思えます。

実は各学校が出されている報告書っていうのが、私も現場にいたときにやったので、それをちよつと見せてもらいました。そうしたら、やはり各学校いろいろ工夫されて、きちんと経営方針を説明され、そして、学校評価という形で評価をされているというところの一連のサイクルが出来上がっていることに、^{あんど}安堵したというか、きちんとシステム化されているなど感じました。

それで、これと先ほどの人数の話ですが、参加される方が多くなるのは大変良いことなのですが、やはり先ほど申し上げたようなこの学校運営協議会の目的を理解しながら、いわゆる学校運営に関してお互いに共通理解しながら進んでいくというところを、やっぱり大前提に取り組んでいくっていうのが狙いではないかなと思います。

活動が盛んになるのはとても良いことなのですが、ぜひこの本筋に当たるところ、その学校が目指す子ども像とか教育活動とか、そういうところについての理解を十分に得ながら、やはり学校だけでなく、地域を含んでの取組になっていくといいかなと思い、毎年この人数というものに着目をさせていただいています。

何度も申し上げますが、参加者が増えることはとても良いことですが、逆にそのことによって会議が目的化しないようにというところは事務局も指導されていると思いますので、その辺りはよろしくお願ひしたいと思えます。

教育長

ありがとうございます。学校教育課から、何かコメントありますか。

学校教育課主幹

はい。本来の目的は、やはり地域の大切な子どもをどのように育てていくかというところを、学校だけでなく、地域や家庭と一緒にやっていくことだと思います。協力していただける方が多ければ多いほど良いと思っておるのですが、ただ^{すべて}全てやれば良いというものでもなく、やはりその質を考えていかなければいけないと考えた時には、学校が協議会の質もやはり高めていかなければいけないというのを感じております。

ですので、この人数につきましても、適正な人数をこれからも保つことができるように、学校については指導してまいりたいと思っておりますし、また学校を支援してまいりたいと考えております。以上です。

教育長

ありがとうございます

そのほか、いかがでしょうか。

よろしいですか。

(※異議なしの声)

それでは、報告第9号を承認いたします。

3	周南市教育支援委員会委員の委嘱について
---	---------------------

教育長

続きまして、日程第3、報告第10号「周南市教育支援委員会委員の委嘱について」を議題とします。

この件につきましても、学校教育課から説明をお願いいたします。

学校教育課主幹

はい、それでは失礼いたします。9ページ、報告第10号「周南市教育支援委員会委員の委嘱について」につきまして報告いたします。

提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第2項に基づくものでございます。

10ページをご覧ください。

周南市教育支援委員会につきましては、周南市教育支援委員会規則に基づき、障害のある幼児、児童及び生徒の適切な教育支援について協議し、情報提供や助言等を行っております。新たに今年度の委員の委嘱を行いましたので報告させていただきます。

委員の任期は、第4条により令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間となっております。

周南市教育支援委員会規則第3条により、当委員会の委員は、公立幼稚園長会長・小学校長会長・中学校長会長、特別支援学級設置校の校長の代表者、特別支援学級及び通級指導教室の担当教員の代表者、児童相談所職員、専門医、これは精神科、内科、小児科及び耳鼻咽喉科となって

おります。学識経験者、その他教育委員会が特に必要と認めた者で組織されることになっております。議案書にお示ししている皆様に、委嘱をいたしました。

各機関の代表者の選出や専任に時間を要し、この度の報告となりました。以上で報告を終わります。

よろしく願い申し上げます。

教育長

ありがとうございます。

それではこの件につきまして、ご質問がありましたらお願いいたします。

松田委員

実態について教えていただきたいのですが、通級指導教室というのは、今市内に何校にありますか。

教育長

学校教育課いかがですか。

学校教育課主幹

中学校が3校、岐陽、富田、熊毛になります。小学校は徳山、久米、勝間、富田東、菊川の5小学校になります。

松田委員

ありがとうございます。いわゆる、通級指導教室っていうことを希望される方がやはり増えているのではないかなと思って。周南市も学級数、以前は3校ぐらいしかなかったんですね。小学校回りもそれが倍近くになっているということで、この特別支援教育に関する部分というのはとても大切なので、こういうふうに学級が増えていくことはありがたいのですが、逆にこの教育支援委員会の委員の皆様の業務が、やはり多岐に渡るのではないかと思います。

それで、昨年度もこれをお伺いしたところ、やはり個別に学校のほうで、きちんと前段階で資料等のお話をされて、その結果を持ってこの支援委員会にかけていかれるということの流れは何いまして、システム化はできていると思うのですが、やはりこの今の現状から見て、この支援委員会そのものの業務というものを、なんとかうまく回らないかなと思っているのですが、実際には会議等も大変なのではないかなと思っております。すいません。こういう言い方をしては申し訳ないですけど、やはり一人一人の子どもさんの状態に応じて学級の配置を決めたり、状況を把握して対応を取られていくっていう、とても重要な役目なのですよね。そこで、ずっと以前からこういう形で、周南市ではやってこられていますので、やはり現状に応じて何かこう工夫もいるのかなということで申し上げました。

教育長

ありがとうございます。確かに特別支援学級へ入級する児童生徒、あるいは特別支援学校へ進学する児童生徒、さらにはここにありますが、通級指導教室での指導を希望する児童生徒の数は増えてきている傾向にはあります。

それぞれについて、担当者の方も学校或いは幼稚園、保育園に出向いて、状況を確認しながら、就学指導をしているところではありますけれども、今松田委員も言われましたように、業務の効率化を図ることが良いかどうかというのは別にしてもですね、何らかの検討する余地はあるのかもしれないなと思っていますので、また学校教育課とも協議しながら進めていきたいと思えます。

松田委員

はい、お願いします。

教育長

それから、先ほどの通級指導教室がある学校ということで、中学校で岐陽中学校と富田中学校と熊毛中学校が出たと思うのですけれども、これは岐陽中学校に教員が配置されて、その教員が富田中学校と熊毛中学校にも行っている、というふうにご理解いただけたらと思います。

そのほか、いかがでしょうか。

片山委員

基本的なことを聞くのですけれども、この周南市教育支援委員会というのはどういう役割でどういうことをされているのでしょうか。

先ほどの岐陽中学校の先生が熊毛やほかの学校に行かれるっていうのをお聞きしたのですけれども、ほかの内科医の先生方もおられますので、そういった方々がどういう役割をされているのかと思ひまして、ちょっとお教えいただいたらと思います。

学校教育課主幹

いろいろな支援が必要な子どもたちがたくさんいるというお話を、今教育長さんがされたと思いますが、その子にとって、どのような学びを提供していくのがふさわしいかということで、例えば特別支援学級に在籍することが望ましいのか、それとも総合支援学校に入学することが望ましいのか、あるいは通常学級に在籍し、通級指導教室等に通って支援をすることが望ましいのか、そのあたりの判断につきましては、事前にしっかりと情報を聞きですね、それから、教職員だけでなく、様々な専門的な視点を持った方々のご意見を聞きながら、判定をしていかなければいけないというところになります。

この教育支援委員会は、そのようなことを皆さんで審議をし、その子にとって何が必要なのかというのを判断する場というふうに捉えております。

片山委員

ありがとうございます。

教育長

例えば、幼稚園に今在籍している園児が小学校に上がる時に、この子の障害の程度とかをきちんと書類等も含めてですね、確認をさせていただいて、通常学級に入学するのがいいのか、特別支援学級への在籍がいいのか、あるいは特別支援学校へ進学するのがいいのか、ということの判定をすることになっています。

それを受けて保護者のほうで検討されてですね、それに沿って進学するのか、それとも「いや、私たちはこうしたい」ということで、そちらへ進まれるということにはなるとは思いますけれども、一応そういうことを審議する場として、先ほどの下の13番からありますけれども、ドクターが数名含まれていると、特に耳鼻咽喉科の場合には難聴学級とかですね、専門的な知見をいただいているということになっております。

片山委員

すごい体制で、大変大切なことだと思います。よろしくお願いします。

松田委員

そのことですいません。先ほども言いましたけど、個別の事案を全部理解しながら、適切な就学先の支援の協議をされるということになると、やっぱりその対象児童が増えると、やっぱりそれだけの時間と労力は要するというので、とても大変な業務になってきているのだと思います。

ただ、最終的には保護者の方が就学先の希望とか学校とかの話し合いで決められるのですが、非常に手厚いところで、専門家のご意見を聞いたりするととても大事な場所ではあるのですが、先ほど言われたように、人数はやっぱり増えてきているし、今世の中の理解も進んで、保護者の方も理解を進めてこられているので、大変だと思います。

教育長

この16番にあります周南総合支援学校、それから17番徳山総合支援学校のように、地元の総合支援学校の先生方にも加わっていただいております、こちらの総合支援学校には、保護者とか子どもたちも相談に行かれたりされているので、こちらの方々も様々な情報を持ってこちらのほうにも来ていただいておりますので、非常に参考になるご意見もいただいております。

片山委員

はい、ありがとうございます。

教育長

ほか、よろしいでしょうか。

(※異議なしの声)

はい、それでは、報告第10号を承認いたします。

4	周南市立学校給食センター運営審議会委員の委嘱について
---	----------------------------

教育長

続きまして、日程第4、報告第11号「周南市立学校給食センター運営審議会委員の委嘱について」を議題といたします。

この件につきまして、学校給食課から説明をお願いいたします。

学校給食課長

報告第11号「周南市立学校給食センター運営審議会委員の委嘱について」ご報告いたします。提案理由につきましては、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第2項の規定に基づくものでございます。

議案書の12ページをお願いします。

学校給食センター運営審議会は、「周南市立学校給食センター運営審議会規則」に基づき、給食費の額の決定、給食物資の購入計画、給食センターの運営に関してご審議いただくもので、令和5年3月末での任期満了に伴い、19名の方に委嘱を行うものでございます。

この度は全員改選であり、各機関からの委員選出に時間を要しましたことから、この度の委員会報告となりました。

委員の一覧表をお示ししておりますので、ご参照ください。委嘱期間につきましては、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年間となります。

以上、ご報告申し上げます。

教育長

はい、ありがとうございます。

それではこの件につきまして、ご質問がありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

(※異議なしの声)

はい、それでは、報告第11号を承認いたします。

教育長

本日の議事日程は、以上でございますが、そのほか何かご質問等ございますでしょうか。
よろしいですか。

(※異議なしの声)

はい、それではこれもちまして「令和5年第5回教育委員会定例会」を終了いたします。

署名委員

松 田 福 美 委員 _____

吉 本 妙 子 委員 _____